【大項目】地域全体で子育てを支える社会をつくる

【現状と課題】

全国的に少子化が進行していますが、松山市でも人口に占める15歳未満の子どもの比率は年々下がっています。少子化の背景としては、働く女性が増加している中で、仕事と子育ての両立や経済的な不安などから出産をためらったり、晩婚化・非婚化が進み、結婚する男女の数自体が減っていることなどが挙げられます。

一方、子どもをもうけても、核家族化の進行や、地域におけるつながりの希薄化などにより、子育てに対して孤立感や不安感をつのらせる親が増えています。また、ひとり親家庭、とりわけ母子家庭の数が増加していますが、そのような家庭では子育てと生計の維持を一人で担うこととなり、経済的・精神的に親の負担が大きくなります。

松山市ではこれまで、子育て中の親子が気軽に集い、交流できる「ひろば」や「支援センター」を設置するとともに、教育・福祉両部門の子どもに関する相談・支援機能を集約した「松山市子ども総合相談」を設置し、子どもに関する様々な問題や悩みを、総合的に相談できる体制を整えました。今後はこのような場や体制を一層有効に活用するために、相談に対応する人材のスキルアップ等に努め、多様化・複雑化する相談内容にしっかりと対応できるようにしていく必要があります。

子育てと社会参加の両立支援については、民間保育所に対する新設・増改築の補助や、地域保育所(認可外保育施設)への補助などを通じて、保育所待機児童の解消に努めてきましたが、いまだ解消には至っていません。そこで、民間事業所内の保育施設の支援や家庭的保育事業等、多様な方法を用いて、子育て世帯が子どもを安心して預けられる環境を整えていく必要があります。

また、子育てに対する経済的な負担を軽減するために、医療費助成をは じめとする各種経済的支援を進めていく必要があります。特に、増加して いるひとり親家庭については、自立に向けたきめ細かなサービスの充実が 求められます。

さらに、少子化への新たな対策として、若者が松山市で結婚して家庭を築き、子どもを生み育てていけるように、よきパートナーとの出会いの機会や、安心して妊娠・出産を迎えるための環境整備が必要です。

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景•根拠
	子育で支援の充実		・子どもの健康の保持増進及び育児に 対する支援	・子どもの健やかな成長を促すために、乳児健康診査や1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等において、身体発育、精神発達、歯科等、総合的な健康診査を実施し、異常や障害の早期の発見に努めるとともに、保護者の育児不安の軽減等、育児支援を図るため、乳幼児期から思春期を通じての健康管理、性、育児、栄養等に関する健康教育や健康相談、訪問指導を引き続き継続して実施する必要がある。 ・各種健康診査等において乳幼児期の健康管理等が重要であることから、今後も小児科医師や歯科医師と連携する必要がある。 ・治療の必要な未熟児や障がいをもつ児、慢性疾患のある児に対し、医療費の給付等を行い、児童の健全な育成を図る必要がある。
		地域における子育て支援サービスの充実	・すべての子育て家庭への支援を行う 観点から、地域における様々な子育て 支援サービスの充実を図るとともに、子 育て支援事業に関する情報提供等を推 進する。	・核家族化や地域のつながりの希薄化等に伴い、家庭や地域における子育て力が低下するなど、子どもたちを取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。 ・このため、多様化するニーズに柔軟に対応できる支援体制を充実するとともに、家庭や地域の子育て機能を高めることが求められています。 ・そこで、すべての人が、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを安心して産み育てることができ、かつ、子どもたちが将来に夢や希望を抱き、健やかに成長することができる環境づくりを、地域をはじめ関係機関等と連携を図りながら推進し、子育てと子どもたちの健やかな成長を支援する社会を築いていくことが必要です。
				・社会環境の変化や価値観の多様化により、子育ての環境は大きく変化している。また、少子化・核家族化等の影響により子育て支援者(祖父母・兄弟・近所等)も減少しており、子育ての悩みやストレスを抱えて孤立している親は増加傾向にある。 ・これに対し、行政や各種団体は、相談窓口の設置や子育てサークル、講演会など様々な支援をおこなっているが、情報の多くは広報誌などの紙媒体で発信されているため、「活字離れ」が広がる若い世代には伝わりにくい状況である。
			・療育指導の提供・相談支援体制の整備・保護者の不安解消	・発達に遅れのある児に対して通所による療育指導や保育所等における支援及び専門の相談員による相談体制の整備を図ることにより、児の発達を促すとともに保護者の不安解消を図る。
			・働きながら子どもを生み、育てやすい 環境整備を進めます。	・保育サービスや放課後児童クラブの充実等、仕事と子育ての両立支援のための体制整備や関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進します。
		ひとり親家庭の自立支援の推進	育費の確保策等について、総合的な対 策を実施するとともに、母子家庭等に対	・近年、ひとり親家庭は離婚等により増加していますが、その生活状況はひとり親家庭になったときから子育てと生計の維持を一人で担うこととなり、経済面、日常生活面及び育児面等において様々な困難に直面することになります。 ・ひとり親家庭が、様々な困難を乗り越え、確かな収入や生活基盤のもとで安定した生活を送ることができることは、その子供たちが健やかに育つうえでも重要なことであり、社会全体で支援する必要性がますます高まっています。 ・本市では、母子家庭等が自立し、安心した暮らしを送るための生活支援、子育て支援、経済的支援等のきめ細かなサービスをより充実させ、母子家庭等の自立の促進を図り、生活の安定と向上を目指します。
		経済的な支援の推進	・医療費助成、児童手当など各種経済 的支援を行います。	・次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するため、今後も各種手当等により経済的な負担の軽減を図ります。
			童虐待等に関する総合的な支援に向	・平成21年4月には福祉と教育が部局を超えた連携を行い、松山市青少年センター内に虐待、いじめ、不登校などの子どもにかかわるさまざまな相談機能を集約した松山市子ども総合相談を開設し、子どものみならず、家庭生活の支援も含めた見守り体制を強化するとともに、地域のネットワークとして松山市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が協働して支援を行う体制も整いました。 ・今後は、関係機関のさらなる連携強化、実務担当者のスキルアップ、児童虐待防止の啓発活動等の強化を図ります。
			け、福祉、医療、保健、教育等の関係機	・児童虐待に関する相談件数は、本市においても年々増加傾向にある。 ・こうしたことから、松山市要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、児童相談所、民生・児童委員協議会な ど、多くの関係機関が連携を図り、要保護児童に対する支援を行っている。 ・今後の児童虐待対策は、予防的支援が重要となることから、関係機関のさらなる連携強化、実務担当者の スキルアップ、児童虐待防止の啓発活動等を強化し、子どもの命を守るということを最優先に取り組む。

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景•根拠
子育て環境の充		親と子が集える拠点づ	・地域の子育て支援拠点の充実を図り、 遊びと体験活動の機会を充実すること により、子どもたちが地域の中で安心し て遊べる環境づくりを行います。また、 地域において児童が自主的に参加し、 自由に遊べ、安全に遊ぶことのできる放	・地域においては、社会連帯の希薄化により、地域ぐるみで子どもたちを見守る風土や子どもたちが社会のルールを学ぶ機会などが減少しています。また、子どもたちが公園や広場など地域で遊ぶ姿が減少し、子ども同士の交流、特に異年齢や地域住民との交流が減少するなど、人間関係やコミュニケーション不足による社会性の発達への影響が懸念されています。 ・地域における様々な人間関係や遊びを通して、子どもたちが心豊かに成長できるよう、乳幼児から児童、生徒、青少年まですべての子どもたちが自由に安心して集い遊べる場と子ども連れ家庭が気軽に集い交流する場の確保に努めます。
		保育施設の整備		3歳未満児を対象に少人数の落ち着いた環境で保育する家庭的保育事業の充実を図る。 ・女性の社会進出や景気の後退等の諸事情により、保育需要は増加傾向にあり、依然として待機児童を生じているのが現状である。待機児童対策として、これまで民間保育所の創設等に取り組んできたが、今後、社会保障と税の一体改革の制度化により、幼稚園の活用も見込まれることから、保育所施設等の整備については
			・老朽化の進んだ公立保育施設を計画的に更新し、安全・安心な保育環境を維持する。	・公立保育所の更新は、建設年度や老朽度合により優先順位を決め、計画的に整備を行い、時代の保育ニーズに適合した施設更新を行う。 ・耐用年数を経過している施設についても、構造等がしっかりしているものは極力改修により対応し、効率的な施設の整備を図る。
		多様な保育サービスの 充実	・通常保育のほかに延長保育、休日保育、夜間保育、一時預かり・特定保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの提供を行う。	・保護者の就労形態の多様化等、子育て家庭の多様化する保育需要に応じて、利用しやすい保育サービスの充実を図るため、通常保育以外の多様な保育サービスを充実させる。
		地域保育所への支援	・地域保育所(認可外保育施設)への補助により、保育サービスの提供支援と、入所児童の健康・福祉の向上に努める。	・地域保育所(認可外保育施設)が保育需要の一端を支えている現状から、優良な施設に対する助成を行うことにより、地域保育所(認可外保育施設)の保育環境の向上を図る。
境整備	出会いの場の創出	よきパートナーとの出 会いの機会の提供	として、男女の出会いの場を提供するな	・内閣府が実施した「結婚・家族形成に関する調査」によると、将来結婚したいと考えている人は、男性は約83%、女性は90%と高い割合になっているものの、経済的な問題や出産・子育てなどに対する不安が結婚を踏みとどまる背景になっている。 ・2009年の全国の婚姻率(1,000人当たり件数)をみると平均値は5.3であり、最も高い東京都の7.2に対し、愛媛県が4.9、松山市が5.6となっており、婚姻率も減少傾向にある。 ・愛媛県えひめ結婚支援センターが行う結婚支援事業において、約2年間に約1,900組のカップルが成立し、70組が成婚するなど一定の成果が表れている。
	妊娠・出産支援の 充実	安心して妊娠・出産を迎えるための環境整備		目的に、平成20年度末に、国において2年間の限定措置として「妊婦健康診査臨時特例交付金」制度が創設 されたことにより、平成21年4月から、公費負担回数を5回から14回に拡充して実施している。しかしながら、平

【大項目】暮らしを支える福祉を充実する

【現状と課題】

松山市においても、全国と同様に高齢化が進行しており、市全体の高齢化率は全国平均を下回るものの、興居島や中島など、地域によっては高齢化率が50%を超えている地域もあります。さらに、人口に占める高齢者の比率が高まる中で、高齢者の一人暮らしの世帯が年々増加しています。

また、障害者手帳の交付数は年々増加しており、平成13年からの10年間で1万件以上増えています。障がい者が増加する中で、彼らが誇りを持って自立した生活を地域の中で送ることができるよう、就労の場の確保や地域社会への参加機会の拡大が求められています。また、障がい者の中には発達障害や高次脳機能障害など、制度の狭間にあって医療や福祉の支援を十分に受けられない状況にある人もいるため、医療や福祉等各分野との連携を図るとともに、実態把握や啓発活動等を行うことが求められています。

高齢者や障がい者など、支えが必要となる人々が増加する中で、東日本大震災を契機に、身近な地域における支えあいの重要性が改めて認識されるようになってきています。市内では各地区の社会福祉協議会などが様々な地域福祉活動に取り組んでいますが、地域によっては地域福祉の担い手の高齢化も進んでいます。一方で、登録ボランティア数は目標を上回る水準に達しており、このような人々を地域福祉の担い手として育成していくことが求められます。

松山市では、高齢者福祉の分野において、日常生活や交流の基盤となる施設の整備を進めてきましたが、建築から年数が経過したところが増えており、今後の利用ニーズに応じて適切な活用方法を踏まえた改修・

更新等を進めていく必要があります。

また、在宅での生活を望む高齢者においては、地域の高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ち、出来る限り自立した生活を継続していけるように、介護予防から、介護保険で対応できない生活支援まで、包括的かつ継続的に高齢者とその家族を支えるサービス体制の確立を図る必要があります。

障がい者福祉の分野では、民間事業者によるグループホームの整備支援やガイドへルパー事業の対象拡大などを通じたサービスの充実を図ってきました。今後は、障害者総合支援法の施行を踏まえた体制整備を進めつつ、地域において自立し安心して生活ができるよう、多様なニーズに柔軟に対応できる住宅・居住環境の整備が必要です。また、社会参加、とりわけ就労の場を広げていくための取組が求められます。

地域福祉の分野では、松山市地域福祉計画を策定し、行政はもちろん、 住民・事業者を含めて地域の福祉力を高めていくための基本的な方針を示 し、ボランティア等への活動支援などを行ってきました。今後は、地域福 祉の活動主体への支援を行うとともに、新聞配達員やタクシー運転手等、 地域住民との関わりが深い事業者等を巻き込みながら、地域福祉を支える ネットワークづくりを進めていく必要があります。

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景•根拠
高齢者福祉の充実	高齢者の健康維持の推進		・介護予防対象者の選定・把握 ・介護予防サービスの提供	・介護保険法第115条の45第1項第1号に基づく事業(地域支援事業) ・より多くの利用者へ事業を結び付けるため、平成22年度中に、国の地域支援事業実施要綱の改正、事業 手法の変更により、要介護認定の非該当者全員に対し、介護予防対象者を選定するチェックリストを順次配 布するとともに、医師による生活機能評価の省略等手続きが簡素化されることとなった。(平成24、平成25各 年度に約3万件を配布予定)
			・介護予防の重要性の周知啓発 ・高齢者が身近な場所で定期的に運動 できる環境整備 ・地域における自主グループの育成、支援	 本市における高齢者及び要介護認定者数は今後も増加すると予想される。 高齢者が健康状態を維持し、自立した生活を継続するために、生活習慣病や老年症候群の予防の講演等を引き続き実施する。 高齢者が生涯健康で、いきいきとした生活が過ごせるように、運動機能と健康状態の維持、向上の支援を引き続き公民館等で実施する。 介護予防に関して、地域住民による自主的なグループ育成や活動に対して、講演や運動指導等の支援を実施する。
	要着のある地域に住みつづけられる環境づくり	地域での生活の基盤となる施設の整備		・高齢化が進展し、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加する中で、介護サービス等が必要になったときに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活を維持していける環境づくりが重要。
			・市有建築物の維持保全計画等を踏まえ、建築部局と協議し適切な施設管理 に努める。	・現在ある施設は、以下のとおり、築6年~40年となっており、施設によっては、本計画期間中に大規模な改修等が必要になることが想定される。 ・松山市総合福祉センター 1991年 築20年 ・いきがい交流センターしみず 2002年改修 築9年 ・鷹子老人福祉センター 2005年 築6年 ・中村老人福祉センター 1982年 築29年 ・デイサービスセンターごごしま 2000年 築11年 ・北条老人憩の家 1973年 築38年 ・湯山福祉センター 1997年 築40年 ・味生デイサービスセンター 1997年 築14年 ・軽費老人ホーム恵原荘 1979年 築32年
		在宅生活の支援	・在宅生活支援や家族介護支援	・在宅での生活を強く望まれている傾向にある。 ・各種高齢者福祉サービスについて、将来的には利用したい方が多く、サービスの必要性がうかがえる。
		地域包括ケア体制の整備	・包括的かつ継続的なサービス体制の確立・地域力の向上対策	・地域の高齢者が、介護を要する状態になることの予防や介護を要する状態となっても住み慣れた地域で尊厳を保ち、できる限り自立した生活を継続していけるように、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供する「包括的かつ継続的なサービス体制」の確立を図るものである。
		認知症高齢者支援対 策の推進	・認知症予防のための教室 ・認知症サポーターの養成 ・徘徊高齢者SOSネットワークの構築 ・権利擁護への取り組み	・認知症に対する正しい理解や認知機能の低下予防につながる知識の普及等を目的として、地域包括支援センターによる家族介護教室や各種啓発事業の実施のほか、専門分野の方々や介護サービス事業所等との連携・協働を図るとともに、地域における認知症予防の活動を支援し、効果的な認知症予防の取り組みに努める。
	高齢者の生きがいづくり	* 地域での活動や交流 の促進	・地域の高齢者や住民による、生きがいづくりや仲間づくりの推進 ・活動援助員等のスキルアップ及び活動メニューの拡充 ・農園活動の実施、男性利用者等新たな参加者層の拡大 ・「てくるん」(松山市まちなか子育て・市民交流センター)にて市内全域の高齢者を対象とした「まちなかサロン」の実施・官、民、学によるサロン調査研究事業の実施	会への委託事業)。 ・市内246箇所(平成23年度)において、地域で生活している60歳以上の高齢者の方や住民(ボランティア等)が、公民館や集会所等に気軽に集まり、生きがいづくりや地域での仲間づくりが推進されている。また、これらの活動は介護予防や心身機能の維持・向上にも繋がっている。 ・しかしながら、お世話役の高齢化や後継者不足、また男性利用者の参加が少ないことなどが課題となっている。
			・生きがいと社会参加の促進	・高齢化率の上昇や核家族化を背景に高齢者単身世帯が増加しており、健康や生活に対する不安、また社会との繋がりや生きがいを求められている方が多くなってきている。 ・健康づくりや教養を高めるための活動への参加意識も高くなってきている。
		高齢者の就労機会の 確保	りとして、(社)松山市シルバー人材セン	・(社)松山市シルバー人材センターは、高齢者に臨時的・短期的な仕事を提供し、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図る団体である。 ・「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第40条には「地方公共団体は、就業機会を提供する団体の育成と就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。」とされている。

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景•根拠
障がい者福祉の	ででである。 充実	地域生活継続のための環境整備	・相談支援体制の整備・日中活動の場・生活支援の場の充実	・平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。これに伴い、平成24年4月に「障害者自立支援法」の改正が施行され、相談支援の充実として、相談支援体制の強化や、地域における自立した生活のための支援の充実が図られることとなりました。
			・暮らしの場の確保 ・障害福祉サービスの充実 ・相談支援体制の充実、強化 ・制度の狭間にある人への支援	・障がいのある人が住み慣れた地域において、自立し安心して生活するためには、個々の多様なニーズに柔軟に対応した住宅・居住環境の整備が必要である。 ・障がいのある人が障がいの種類や程度等を問わず必要なサービスを受け、希望する地域生活が可能となるよう、障害者自立支援法に基づいた障がい者福祉サービスの充実が必要である。 ・障がいのある人や家族等に必要な情報や助言を提供するための身近な相談支援の場の構築とともに、苦情や要望等の解決に向けた迅速な事業者、関係機関等との連携が求められている。 ・発達障害や高次脳機能障害については医療や福祉の支援体制が整っておらず、狭間で十分な支援が受けられない現状があり、医療や福祉等各分野との連携を図るとともに、実態把握や啓発活動等を行い、課題解決に向けて取り組む必要がある。
		障がい者への理解促 進	・福祉施設からの退所者の受け皿(グループホーム・ケアホーム)の整備・住宅入居等に対する支援・障がい者の虐待防止	・平成24年4月の障害者自立支援法の改正による相談支援の充実の1つとして、障害者支援施設から地域生活への移行が推進されている。 ・また、平成24年10月には障害者虐待防止法が施行される。
		難病、特定疾患患者の支援	・相談窓口等の各種事業の周知、啓発 ・在宅療養における不安の解消に努める ・担当職員の資質の向上 ・関係機関との連携強化	・特定疾患医療受給者証所持者は年々増加傾向にあり、60歳以上が約半数を占め高齢化が進んでいる。また、在宅療養における介護の負担の大きい神経系疾患の割合が3割近くを占め増えている現状である。 ・そのため、新規申請時に新たな相談票を作成し現状把握に努めるとともに、在宅療養支援のために担当職員の資質の向上及び関係機関との連携を図りながら難病、特定疾患患者及び家族を支援していく必要がある。
	障がい者の社会 参加・雇用の促進	障がい者の社会参加 の促進	・相談支援体制の充実・強化 ・サービス量の充足・質の向上 ・家庭のバックアップが不十分な者への 支援策の実施	・平成24年4月の障害者自立支援法の改正に伴い、相談支援の充実として、相談支援体制の強化が図られることとなった。 ・また、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画(障害福祉計画)で必要なサービス量の見込を定めることとなっている。
			・スポーツ活動や文化活動等余暇活動の場の確保と地域行事への参加促進	・地域でより良い社会生活を営むため、スポーツや文化活動による社会参加の機会をつくる必要がある。
		障がい者の就労機会 の確保	・就労移行の促進 ・官公需における受注機会の拡大 ・福祉的就労の場の確保	・国では、障がい者が職業を通じ、誇りをもって自立した生活を送ることができるよう、障害者雇用対策を進めている。また、障害者自立支援法が2006(平成18)年度に施行され、障がい者の地域における福祉的就労から一般就労への移行を推進することとされたところであるが、労働部局との連携のもと、障がい者の就労支援を一層図ることとしている。加えて、平成21年2月には、「障害者を多数雇用する事業所、障害福祉施設等に対する官公需の発注等の配慮について」の通知が出され、地域における障がい者の雇用維持、雇用機会の拡大を推進することとされている。 ・本市では、平成21年度から就労支援専門員を障害者総合相談窓口に配置し、就労支援を行っている。 ・また、福祉的就労を希望する声も多いという現状がある。 ・平成23年7月からは、障がい者の働く場をつくり自立へ向けたサポートや、リサイクルを進め環境にやさしいまちづくりを行うことを目的として「障がい者による古着・廃食用油の再資源化事業」を開始する。
			・一般就労、福祉的就労、職業能力開 発の推進	・障がいのある人の就労を促進するために、福祉関係機関、ハローワーク、企業等と連携し、個々の障害に対応して支援を行う必要がある。
	推進	地域福祉活動の活性 化	推進していく。 ①住民の参加の促進 ②福祉サービスの健全な促進 ③福祉サービスの適切な利用促進 ④福祉の風土づくり ・社会福祉法人、社会福祉施設に対す る適正な指導監督	・社会福祉審議会は、社会福祉法に規定された審議会で、本市内の社会福祉に関する事項を調査審議し、地域福祉の推進に寄与していく。 ・地域福祉計画は、社会福祉法に規定された計画で、これからの地域福祉を総合的に推進するための方策を地域住民と協力して作成するもので、地方自治体が主体的に取り組むこととされている。 ・本市の地域福祉計画は、各個別分野において、地域住民が福祉に参加しやすくなるような「行政の役割」、「事業者の役割」、「住民の役割」を明記し、それぞれが今後どのように福祉にかかわっていくことが望ましいかについて整理しており、その実践が求められている。 ・地域福祉の推進の一翼を担う社会福祉法人及び社会福祉施設は、地域住民への福祉サービスの提供や運営方法について、公平性などの公共・公益性が求められる。このため、社会福祉法人の運営指導の実効性をより高める必要がある。 ・統計法に基づく厚生労働関係の各種統計事務を実施し、国の厚生労働施策決定に寄与する。
		民生児童委員活動の 充実	・民生児童委員への各種研修の実施 ・本市全体の民生関係諸問題の解決及 び調査研究を行うための松山市民生児 童委員協議会及び各地区民生児童委 員協議会の開催	・少子・高齢化が進む中で、地域福祉に対する市民ニーズは多様化しており、民生児童委員の果たすべき役割はますます重要となっている。民生児童委員の活動内容も複雑多岐にわたることから、活動の充実を図る必要がある。
		地域福祉の活動主体への支援		・松山市社会福祉協議会や各地区社会福祉協議会では、さまざまな地域福祉活動に取り組んでいるが、地域によっては、地域福祉の担い手が高齢化しているなど担い手の育成・支援が求められている。
		福祉ボランティアの育成	・松山市社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア学習機会の提供、松山市ボランティアセンターの更なる活用を図る。	・東日本大震災などの影響もありボランティアの重要性が再確認され、また関心も高まってきている。

【現状と課題】

市民にとって住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、日ごろから健康を維持できる生活環境と、万一病気にかかったときに適切に処置を受けられる医療体制、最低限の生活を互いに支えあう社会保障制度の充実が不可欠です。

松山市では、近年、市民の予防接種に対する関心が高まっていること や、各種がん検診の受診率が国が示す受診率50%を下回っています。健 康管理や健康診査などによる予防医療の推進は、本人にとっての生活の 質の向上につながることはもとより、今後高齢化の進行によって増大が 見込まれる医療費の抑制にもつながります。自身の生活を充実させ、互 いに支えあう制度を維持する観点から、周知啓発を一層強化する必要が あります。

松山市を中心とする3市3町からなる松山医療圏では、24時間365日対応可能な小児救急体制が構築されるなど、充実した医療体制が整備されています。しかし、全国的な救急や小児科等の医師不足は松山市においても例外ではなく、将来的に現在の体制維持が困難になりかねない状況が出始めています。

医師確保対策については、国が中長期的な取り組みを進めていますが、 市においても救急車や救急病院の安易な利用を抑制するなど、医療現場へ の負担を軽減するための対策を進めていく必要があるとともに、過疎化・ 高齢化が進む島しょ部の住民に対して、通院にかかる交通費の軽減等、地 域の実情に即した柔軟な体制が求められています。また、国民健康保険制 度については、制度の創設時と加入者の様相が異なり、失業者や高齢者の 加入割合が高まっていることから、高齢化の進展により、医療費の増加が 見込まれる中、上記の健康増進のほか、医療費の適正化の取り組みが不可 欠になっています。

生活困窮者対策については、生活保護の受給者が長引く経済不況や雇用情勢の悪化の影響を受け、増加の一途をたどっており、自立を図るための支援の強化や、不正受給を防ぐための体制の強化が求められています。また、介護保険については、介護サービスの利用に関して、アンケート調査では高い満足度が示されていますが、今後とも人材の確保・養成等を通じて質の向上を図っていく必要があります。

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景·根拠
	健康づくり活動へ の支援		・市民の生活習慣病予防や健康管理に 資するため、健康相談、健康教育等を	
			行う。 ・市民が生涯にわたる心と身体の健康 の保持増進を目的に、主体的に健康づくりに取り組むための環境整備や人材	・また、平成17年度には計画の中間見直しを行い、より若い世代からの生活習慣病対策の充実強化が必要とされ、新たな課題に対応した現行の「新松山市ヘルスプロモーションプラン」を策定した。 ・本計画の基本方針として、ライフステージに合わせた健康づくり、「一次予防」の重視、市民・地域・行政が一体となった健康づくり(人材育成や組織支援等)、啓発活動の重視等を位置づけている。
		栄養指導や食生活の 改善支援	育成、地区組織支援等を行う。 ・食生活に関する正しい知識の普及 ・専門的な栄養指導・食生活支援 ・指導的人材の育成	・健康増進法等に基づき、住民の健康増進を図るために、栄養・食生活に関する相談を行い、生活習慣病の 支援を行う。その中でも、栄養士未設置の医療機関などに通院している患者に対しては、松山市医師会と協力し病態に応じた食事指導及び生活指導等を行っている。
			・特定給食施設等への指導 ・充実した食環境の整備 ・関係機関・関係団体等との連携体制づくり	・松山市食生活改善推進協議会の協力を得て、生活習慣病予防のための調理講習会を市内全域で開催し、正しい情報や知識が地域の中で共有されるよう支援している。 ・健康増進法に基づき、給食施設等の届出に関する業務や栄養管理の指導や助言のほか、食品関係業者等へ栄養表示等の相談業務、さらに虚偽・誇大広告等に関する相談等を行い、より一層の市民の健康の増進を支援している。 ・健康増進法に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の
				増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために国民健康・栄養調査を実施している。 ・食育基本法に基づき、松山市食育推進会議条例の制定および松山市食育推進計画の策定を行い、他分野の関係機関、関係団体等と連携し、積極的に食育の推進を行っている。
		歯科保健対策の推進	・う蝕(むし歯)や歯周病による歯の喪失や生活習慣病である歯周疾患について、広く市民に周知啓発するとともに、在宅要介護者に関わる関係者に対して誤嚥性肺炎予防等に繋がる口腔ケアの必要性を周知啓発する。	・健診等を引き続き実施することにより、歯周疾患の早期発見、早期治療に関する知識の普及や生活習慣病としての自覚を高め、歯の喪失を予防する。また、歯科医院に通院することが困難な在宅要介護者等に対し
			・松山市歯科医師会との連携	て、在宅訪問歯科事業を引き続き実施する必要がある。 ・歯科保健対策を進めていくうえで、健診や訪問歯科診療等での口腔衛生指導や治療において、松山市歯科 医師会との連携は重要である。
	予防医療の充実	疾病の早期発見・早期 治療	・疾病の早期発見・早期治療のため、広く市民に周知啓発をし受診勧奨に努める。 ・受診率の向上を図るため、休日健診の	など市民が身近な場所でいつでも受診しやすい環境の整備を図ることにより、受診率を向上させ、がんの早期発見や早期治療につなげ、医療費の削減や死亡率を減少させる必要がある。
			・受診率の向上を図るだめ、休日健診の拡大や受診しやすい場所で検診を実施する等受診しやすい環境整備を行う。 ・企業との連携を図り、周知啓発の強化を図る。 ・松山市医師会との連携	
		予防接種の推進	・定期接種の接種率向上による感染症 予防 ・新たなワクチンの定期接種化等の予 防接種法改正への迅速な対応	 ・近年、市民の予防接種に対する関心が高まっており、本市でも平成23年2月に「子宮頸がん等ワクチン接種事業」を開始した。 ・平成24年度以降では、◇秋頃とされる不活化ポリオの定期接種への導入◇国の厚生科学審議会感染症部会予防接種部会での予防接種制度の検討~定期接種化するワクチンの選定◇少子化対策としての小児への予防医療充実の市民ニーズ、等への迅速な対応が求められる。
		自殺予防対策の推進	・自殺予防についての正しい知識の普及 ・窓口対応等個別相談体制の充実	・我が国の自殺者数は平成10年以降、連続して3万人を超え、松山市の自殺者数は平成15年以降連続して100人を超えている。 ・国においては平成18年に自殺対策基本法を制定、その後、自殺総合対策大綱等を策定し自殺予防対策を
			・関係機関との連携	推進している。 ・松山市においても、現在、地域自殺対策緊急強化基金を活用し、自殺予防対策を推進している。 ・自殺予防対策については、社会的な要因も踏まえ総合的・包括的な取組が必要である。
		医薬品等の適正使用 の推進	・薬局機能の強化と医薬分業の質の向上を図る。 ・医薬品等の適正販売及び適正使用を通じ、事故等の未然防止を図る。	・薬局は地域の医薬品などの供給拠点として地域医療への貢献が期待されるとともに、市民が利点を実感できるような医薬分業を推進していく必要がある。 ・住民の健康意識が高まる中、一般用医薬品のリスクに応じた販売制度が見直されたところであり、制度の居知を図り、医薬品等の適正使用を推進する。
土会保障制度の 充実	生活困窮者対策 の推進		法に定める権利・義務の適正な運用に 努め、市民生活の安定に向けた社会保	・長引く経済不況や雇用情勢の悪化の影響を受け、本市における生活保護の受給状況は本年3月末現在、9,354世帯、12,280人、保護率23.78%と増加の一途をたどっている。
		生活保護受給者の自		・平成17年度に国が示した自立支援プログラムの基本方針に基づき、本市では平成18年度から各種の自
		立支援	常生活・社会生活における自立を図るため、各種の支援プログラムや支援事業を展開することで早期の生活保護からの脱却を促進する。	立支援プログラムを順次策定している。 ・また、近年の社会情勢の悪化や長引く経済不況の影響により、生活保護受給世帯及び人員の増加が続いており、被保護者の生活実態に応じた効果的な自立支援を図ることが強く求められている。
		貧困連鎖の防止	各種の貧困防止対策事業に加え、中長	・長引く経済不況や雇用情勢の悪化の影響を受け、最低生活を維持できない世帯が増加しており、最後のセーフティネットである生活保護を利用せざるを得ない世帯に対し、第2のセーフティネットとして各種の貧困防止対策事業を推進することが求められている。 ・また、貧困世帯や生活保護受給世帯の「子どもの貧困」が社会問題とされる中、生活保護制度に関する国と
			未つ展 飛し、貝凶 防止を推進する。 	・また、負困世帯や生活保護受給世帯の「子ともの負困」が社会問題とされる中、生活保護制度に関する国と 地方の協議においても、生活保護における「貧困の連鎖」が問題として挙げられ、平成21年4月の「経済危機 対策」の中の「成長戦略」に子育で・教育支援の一環として盛り込まれた。

中項目	사표미	(1) Ho (0 A) +>	(0)十九世	(A) A D 41 Min
社会保障制度の充実	充実	(1)取組の柱 介護保険事業の円滑 な実施	(2)方向性 ・要介護認定の適正な実施 ・地域支援事業の推進 ・介護保険事業財源の確保	(3)背景・根拠 ・わが国の高齢者人口は、世界に類例のない速さで高齢化が進展している。 ・今後も高齢化率は上昇すると見込まれるとともに、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者の増加も見込まれて いる。
			・介護保険制度の周知・啓発 ・本市独自の対策	・こうした超高齢社会における介護問題に対応するため、要介護者を社会全体で支えるしくみとして介護保険制度が創設され12年が経過した。 ・新たな社会情勢を踏まえたうえで、「高齢者が住み慣れた地域で、笑顔でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本目標に第5期松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、この計画に基づき、平成24年度から26年度の高齢者福祉サービスの効果的実施や、介護保険制度の円滑な推進に努めるものである。
		上	・介護サービス事業者の厳正な指定基準の確認 ・人材の確保と養成 ・介護サービスに対する適正な事業者指導監督 ・介護サービスの質の評価	・介護サービス利用についてのアンケート調査では、現在利用している介護保険サービスに「満足している」、「一部は満足している」を合わせると約8%と高い満足度を示しているが、更に満足度を高めていくために、介護保険事業者等への指導や研修等による人材の確保と養成等により、介護サービスの質の向上を図るものである。
			のバランスのとれた保険料算定。 ・公正、公平な保険料納付相談、指導。	・国保制度は、国民皆保健制度の基盤として、他の医療保険に加入していないすべての人を対象としている。制度創設時とは、社会情勢が大きく異なり、自営業、農業の方は減少し、失業者や高齢者の加入割合が高くなっている。このように社会保障制度としての機能が求められる中で、様々な制度改正が行われてきており、国においては財源論を含め「社会保障と税の一体改革」の中で議論が行われている状況である。・松山市においても、国保制度の適正な運用のため、加入、喪失の適正化、適正な保険料算定、公平な保険料収入確保策等に取り組んでいる状況である。・国民年金は、市民の生活を守る制度であるため、適切な説明や各種申請等の受付に努めている状況である。
		適正な医療給付の確 保	・被保険者の推移、医療費の増加を適正に見込んだ保険給付費 ・被保険者への保険給付を迅速かつ適正に行う。 ・医療機関への支払いを迅速かつ適正に行う。	・高齢化、医療の高度化により、医療費は増加の一途をたどっている。松山市においても、年間約3%ずつ増加しており、加入者の年齢構成も高齢化によって高くなっている現状である。このような中、被保険者の方たちが医療機関等で治療を受けられた際に迅速かつ適正に保険給付を実施することは、保険者としての責務であり、被保険者の年齢構成や医療費の動向を注視し、適切に給付費用を確保することが求められる。
		医療費適正化の推進	・レセプト点検 ・重複、頻回受診者等への保健指導 ・保健事業の実施 ・ジェネリック医薬品の普及促進	・年々増加し続ける医療費は、被保険者の負担増加に繋がっている。高齢化の進展等により今後も増加し続けると見込まれる医療費について、限られた財源の中で、制度を維持し続けていくためには、伸びの適正化の対策は必須である。
	度の充実		療制度について、制度の安定的運営を確保するため、制度運営に係る財源確保や医療費適正化について愛媛県後期高齢者医療広域連合と連携し進めていくこととする。 ①財源の確保=高齢者医療支援金についての「総報酬割」の検討 ②医療費適正化=ジェネリック医薬品	・高齢者医療制度について現在の状況は、平成24年2月17日に閣議決定された社会保障と税の一体改革大綱の中に現在の後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者のための新たな医療制度を構築する事などが盛り込まれており、その内容として高齢世代と現役世代にとって公平で納得のいく負担の仕組みの創設や、高齢者医療の支援金を各医療保険者の総報酬に応じた負担とする総報酬割の検討等が盛り込まれ、法案を通常国会に提出する予定となっている。・しかしながら現時点では平成24年・25年度は現行制度で存続することになり、今年度、後期高齢者医療保険料の改定が行われたところである。・改定後の保険料は、ほぼ全国的に前回の保険料より値上がりしており、今後、高齢化の進展や医療の高度化など、今後の制度運営に係る財源確保の問題や、医療費について各保険者におけるさらなる医療費適正化の取組が求められている。今後は、引き続き、国の動向に注視しつつ具体策が決定された場合に備え、円滑な新制度実施に向け準備を行うものである。
		適正な援護事業の実施	・遺族の方に支給される特別給付金及び特別弔慰金の制度確定後、国及び県より情報提供があり次第、広報紙等により周知を行う。 ・また、自然災害や火災に見舞われた被災者に対し、見舞金等の支出を行う。	の遺族並びにその遺族に関する各種相談を受けている。
			病により1カ月以上入院加療した場合と	・広島・長崎に投下された原子爆弾の放射能による健康被害に苦しむ被爆者の方々の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図る制度により、被爆者健康手帳の申請や、被爆者健康手帳をお持ちの方への 医療介護の給付および各種手当金の支給申請を松山市保健所にて行っており、原子爆弾に被爆された方々の健康管理のために、委託医療機関にて 健康診断を行なっている。(年2回まで)
			・持続可能な小児救急医療体制の確立 のための小児科医の確保	れる小児救急医療支援病院が整備されており、24時間365日対応可能な小児救急医療体制が構築されている。 ・急患医療センターに出務可能な小児科医が、高齢化などの要因により減少傾向にあることから、現状のまま
		救急医療機関の受診	・医療機関の適正受診と救急車の適正	では近い将来、小児医療体制を維持することができなくなるおそれがある。 ・共働き世帯の増加と少子化による経験不足等から、軽症であるにもかかわらず、手軽に夜間・休日の救急
			・医療機関の適正受診と救急車の適正利用に向けた受診行動の促進・相談体制や情報提供体制の強化	・共働き世帯の増加と少子化による経験不定等から、軽症であるにもかかわらず、手軽に夜間・休日の救急を利用するいわゆる「コンビニ受診」が増加している。 ・緊急事態でないにもかかわらず、救急車を呼ぶなど、タクシー代わりに救急車を使用するケースも増加している。 ・軽症患者による、安易な救急病院の利用増加により、「緊急を要する重症患者に迅速に対応する」という本来の救急機能が果たせなくなる可能性がある。
		安定した救急医療体制の確立	・医療機関における医療従事者の確保・救急医療機関に対する支援の充実	・全国的な救急や小児科等の特定診療科における医師不足は、松山市においても例外ではなく、中核病院においても医師、看護師等の不足が深刻な問題となっている。 ・休日や夜間に二次救急や三次救急を担う病院の救急外来に患者が集中し、救急勤務医をはじめとする医療従事者への負担が増大している。
	充実		・島しょ部住民の通院にかかる負担の 軽減。 ・島しょ部における過疎化・少子高齢化 に対応した柔軟な医療施策の実施。	・過疎化、高齢化の進む島しょ部において、住民が住み慣れた土地で互いに支え合いながら住み続けていくためには安心できる医療体制の確保が不可欠である。 ・島しょ部の住民が頻繁に医療機関を受診する場合、交通費の家計に与える影響が大きいことから、その負担を軽減する必要がある。
			・かかりつけ医を持つことに関する情報の提供	・かかりつけ医には、患者の病気を治すということだけでなく、患者の家族構成や家庭生活の状況等についても理解し、患者との信頼関係をもとに治療を行うとともに、対応できないような検査や処置が必要となった場合に高度医療機能を有する病院等に円滑に患者紹介ができる体制の確立が求められている。 ・かかりつけ医を中心とした医療・介護提供体制の整備が重要であり、特に在宅医療におけるかかりつけ医機能の充実が求められている。
			・医療提供施設への情報提供 ・市民に対する医療機関の医療機能に 関する情報の提供 ・医療機関における医療従事者の資質 の向上	・患者自身が治療方針について自ら意向を持ち、主体的に治療に取り組むことができる医療環境が求められ